

令和2年6月17日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

令和3年度予算および今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で180施設を超える私たち救護施設は、居住と生活に係わる総合的な支援を必要とする全ての人々にとってのセーフティネットの役割を担い、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援を進めるとともに、地域の生活困窮者に対して、これまで培ってきた機能を活かした支援を行いながら、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後は長期化する経済情勢の悪化のもと、生活保護受給者、職と住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となると考えます。

救護施設が、生活保護制度のもと今後も最後のセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮するとともに、救護施設利用者の地域への移行や、地域生活に移行した元利用者および地域の生活困窮者の支援が一層推進できるよう、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化

① 居宅生活訓練事業の拡充

救護施設が地域移行支援を行う居宅生活訓練事業については、現在、全国の救護施設の約半数で実施されている。今後、より多くの施設において事業展開をすすめ、利用者への地域への移行をさらに推進するため、居宅生活訓練事業運営費単価の増額を図っていただきたい。

② 多様な実践のための柔軟な事業展開

居宅生活訓練事業が、救護施設入所者への支援、保護施設通所事業および一時入所と連携し、切れ目なく支援を行えるよう、居宅生活訓練事業の責任者の専任要件の緩和や施設・設備の柔軟な活用ができるようにしていただきたい。

③ 地域移行定着のための「地域移行定着支援員」(仮称)の配置

地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースについては、保護施設通所事業の利用や、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要である。保護施設通所事業のより柔軟な取扱いを可能とするとともに、利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)を配置いただきたい。

2. 救護施設職員の確保・定着に向けた処遇改善

救護施設利用者が安心して豊かな生活をおくるためには、一人ひとりの職員がその専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けることが重要となる。そのため、介護・障害福祉施設と同様に、経験・技能のある救護施設職員に対する処遇改善加算を創設いただきたい。

また、救護施設への多様な人材の参入を促進するため、令和2年度障害保健福祉部予算に盛り込まれた「障害福祉の仕事の魅力発信」と同様の施策を、救護施設においても実施いただきたい。

3. 救護施設と福祉事務所の連携強化

心身の状態等から救護施設への入所が適切と思われる対象者が、施設への入所につながらずに適切な支援を受けることができない、いわゆる「措置控え」が生じないよう、制度の適切な運用に関し、あらためて自治体に通知していただきたい。

また、福祉事務所において援助方針の検討にあたっては、救護施設の専門性を活用いただきたい。特にアセスメントにおいては、積極的に救護施設の一時入所を活用いただきたい。

4. 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進

救護施設の利用者には、介護保険制度や障害者総合支援制度等の利用が可能な方も含まれることから、他法他施策による支援に円滑に移行できるよう、福祉事務所やハローワーク、地方自治体の関係機関の連携の強化を図られたい。

5. 生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の、税制上の措置の見直し等

認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、救護施設における認定就労訓練事業の取り組みをより一層進めるために、社会福祉法人等が事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税としていただきたい。同様に、不動産に係る不動産取得税等についても非課税としていただきたい。

令和2年6月17日

厚生労働省
社会・援護局長 谷内 繁 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

令和3年度予算および今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で180施設を超える私たち救護施設は、居住と生活に係わる総合的な支援を必要とする全ての人々にとってのセーフティネットの役割を担い、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援を進めるとともに、地域の生活困窮者に対して、これまで培ってきた機能を活かした支援を行いながら、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後は長期化する経済情勢の悪化のもと、生活保護受給者、職と住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となると考えます。

救護施設が、生活保護制度のもと今後も最後のセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮するとともに、救護施設利用者の地域への移行や、地域生活に移行した元利用者および地域の生活困窮者の支援が一層推進できるよう、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化

① 居宅生活訓練事業の拡充

救護施設が地域移行支援を行う居宅生活訓練事業については、現在、全国の救護施設の約半数で実施されている。今後、より多くの施設において事業展開をすすめる、利用者の地域への移行をさらに推進するため、居宅生活訓練事業運営費単価の増額を図っていただきたい。

② 多様な実践のための柔軟な事業展開

居宅生活訓練事業が、救護施設入所者への支援、保護施設通所事業および一時入所と連携し、切れ目なく支援を行えるよう、居宅生活訓練事業の責任者の専任要件の緩和や施設・設備の柔軟な活用ができるようにしていただきたい。

③ 地域移行定着のための「地域移行定着支援員」(仮称)の配置

地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースについては、保護施設通所事業の利用や、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要である。保護施設通所事業のより柔軟な取扱いを可能とするとともに、利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機

能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)を配置いただきたい。

2. 救護施設職員の確保・定着に向けた処遇改善

救護施設利用者が安心して豊かな生活をおくるためには、一人ひとりの職員がその専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けることが重要となる。そのため、介護・障害福祉施設と同様に、経験・技能のある救護施設職員に対する処遇改善加算を創設いただきたい。

また、救護施設への多様な人材の参入を促進するため、令和2年度障害保健福祉部予算に盛り込まれた「障害福祉の仕事の魅力発信」と同様の施策を、救護施設においても実施いただきたい。

3. 救護施設と福祉事務所の連携強化

心身の状態等から救護施設への入所が適切と思われる対象者が、施設への入所につながらずに適切な支援を受けることができない、いわゆる「措置控え」が生じないよう、制度の適切な運用に関し、あらためて自治体に通知していただきたい。

また、福祉事務所において援助方針の検討にあたっては、救護施設の専門性を活用いただきたい。特にアセスメントにおいては、積極的に救護施設の一時入所を活用いただきたい。

4. 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進

救護施設の利用者には、介護保険制度や障害者総合支援制度等の利用が可能な方も含まれることから、他法他施策による支援に円滑に移行できるよう、福祉事務所やハローワーク、地方自治体の関係機関の連携の強化を図られたい。

5. 生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の、税制上の措置の見直し等

認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、救護施設における認定就労訓練事業の取り組みをより一層進めるために、社会福祉法人等が事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税としていただきたい。同様に、不動産に係る不動産取得税等についても非課税としていただきたい。